

『田染水鏡』について

後藤重巳

一

肥前島原藩の飛地領たる「豊州御領」は、豊前国・豊後国の二国二郡に亘り、九十九ヶ村からなっていた。この自然的な村落は、行政的意図のもと、五つの組に統括され、豊州御領は、都合五組から構成されていた。

この五組の各組を日常的に所管するのが組庄屋、すなわち大庄屋であった。

五組とは、宇佐郡・山蔵組・橋津組・長洲組及び国東郡の高田組・田染組などであり、この各組大庄屋は、それぞれ賀来氏・橋津氏・長洲氏・高田氏・河野氏を称し、日常所管の執務上は右の姓、若しくは、組名を用いて著名、あるいは称名するのが普通であった。

彼らの内、田染大庄屋の河野氏の裔に伝えられたのが、ここにとり上げる「田染水鏡」である。

肥前松平氏の島原藩六万九〇〇〇石の成立は、寛文九年（一六六九）であり、松平忠房が同年丹波国福知山から入封したことに始まる。

当松平氏は、島原入封と同時に、豊前・豊後の国境附近すなわち、宇佐郡、国東郡の内に飛地を与えられたがこれがいわゆる「豊州御領」と呼ばれる地域である。

ところで、本稿の意図するところから、この島原藩の成立に至るまでの、当地方における支配者の経緯と、組

庄屋について、概観しておく必要がある。

二

天正十五年（一五八七）、大友氏の豊後一国への滅封、更に文禄二年、朝鮮の役の失敗に基ずく完全除封は、その家臣団の動向にも大きな影響を及ぼさざるを得なかった。

例えば、木付氏の如く、その家臣団の中には、大友氏とともに殉教的に、自ら自家を亡ぼす方向を選ぶものも少なくなかった。

この外、彼らの時代への対処の方策は、帰農化への方針を選ぶもの、農山村に入って、村の支配者に転向するものなど、様々の事例を見た。

彼ら中世期土豪層の、近世初期に於けるこうした動向は、ひとりその家系の系譜的浮沈に関する問題ばかりでなく、その他の地方社会における社会経済的先進性、後進性としての評価の問題とも関連するものと考えられる。

いわゆる豊臣政権の成立過程において、西海道豊前豊後を主体とした中・北部九州における大友氏の権力は、反比例的に崩壊して行く。

その決定的契機は、天正十四年の対島津氏との「豊薩戦争」であり、この大友・島津氏の対立の間隙を、誠に巧妙に利用したのは、全国制覇を目指す秀吉であった。

天正十五年、島津氏の豊後進攻を機に、これに干渉した秀吉は、大友氏の領国削減の口述を作り、結果として豊前にその重臣黒田孝高を配置することに成功した。

黒田氏の支配体制の志向するところは、旧土豪層の廃除であり、宇都宮氏の討滅は、その最たる好例であろう。天正に続く文禄の役で、大友氏が豊後一国をも除国されると、秀吉は、いち早く彼の「馬廻衆」などの近臣団を、旧大友支配領国に配置すると同時に、検地を実施して、支配の完徹を図った。

慶長五年、関ヶ原の役に呼応して、豊後において展開されたいわゆる「石垣原合戦」は、大友氏の再興を志向する大友義統の、時代錯誤的な挙動であったにしろ、まだこれに同調する旧土豪層の数多存在した事実こそ重大な問題であろう。

役後、黒田氏が筑前博多に転封し、豊前一国及び豊後国二郡（国東及び速見）には、細川忠興が入封した。石高三十九万石の近世大名としてであった。

細川氏の、領国支配の注目点は、その在地支配の形態であろう。

すなわち、「手永制」の創始と、「惣庄屋」の設置とである。

この細川氏は、寛永九年、肥後に転封になるが、その間の豊前豊後支配時代の領国行政に関する実態は、いまだ十分に解明されていない。特に手永制及び惣庄屋の創始に関する面においては然りであろう。^③

幸いにして、我々は、細川氏が小倉藩時代の元和八年に調製した「小倉藩人畜改帳」なる史料を共有している。この人畜改帳は、細川氏の郷村支配、及び領内郷村の実情がある程度うかがわせる貴重な史料となっている。

細川氏は、農村行政の組織として、自然的な村落を行政的に総括して、数ヶ村から十数ヶ村を支配する行政区画たる「手永」を置き、その管理者として惣庄屋を任命した。

この惣庄屋の系譜は、一部を除けば明らかでないものも少なくないが、例として次表に示す如く、概してその

氏名	所持石高	家内人数	牛馬数	居住村
高並 又右衛門	五九石	一人	二疋	上船木村
恵良 新右衛門	五八、六一三七二		〇	
高森 権左衛門	五二、五五三	一五	二	高森村
※樋田 小右衛門	一八、三		〇	
山本 少左衛門	四五、六九四八	三四	四	山本村
麻生 善 助	三三、八二八二六	三七	〇	赤尾村
※恵良 九郎右衛門	三五、七四四四	一八	四	恵良村
山蔵 助右衛門	二二、五	二六	〇	山蔵村
山村 与右衛門	二三、三四	九三	一三	山村
佐田 太郎右衛門	五〇	一九	二	佐田村
日岳 伝右衛門	三〇	二一	〇	日岳村
田所 喜右衛門	一四、七六〇一二	二三	〇	田所村
斉藤 理兵衛	三三、三三	二一	二	宮原村
庄 三郎右衛門		二六	〇	庄村
畳石 新右衛門		一九	三	畳石村
津布佐甚左衛門		三〇	八	五郎丸村
中山 惣右衛門		一五	三	恒松村

持高は二・三十石から多くは数十石に及ぶ石高を所有し、その家内人数も十数人という規模をもち、この数字は下人を含む家族的な家員構成の階層であり、更には彼らが一覽表に見る通りそのほとんどが今日尚存統している村落名を称していることは、少くとも、中世的な村落を基盤とした土豪階級に属する者たちであつたらしいことは、ほぼ疑いない。

これらの階層が、惣庄屋として起用されたのは、その土着性の強さの故であり、また一面には支配側からの懐柔的政策であつたとも考えられている。

しかし、この事は、中世から近世への政權交替の志向に大きく矛盾する重大な問題でもあつた。

つまり、秀吉の檢地政策で代表される如く、近世政權は、中世的な在地権力や、大家族長制を否定することに目的を置くものであり、これら在地性の強い、族長的な階層を、いまだに起用しなければならなかつた事態こそ問題になるのである。

先に示した表の例によると宇佐郡だけで元和八年の人畜帳には、惣庄屋十五名が数えられる。しかし翌元和九年の史料によると、この中から欄末の四名の名が消え、※印の二名が加わつてゐる。

僅か一年の間に、手永庄屋の任命にかような変化がみられた原因は何であらうか。

史料的には明らかではないが、この原因は彼ら被起用者層の動向に対する領主側の極めて機敏な対応姿勢にあつたことは疑いない。

今、その具体的な例を見よう。

時代は若干下る寛永二年（一六二五）の十一月、宇佐郡山本手永の惣庄屋たる山本少左衛門が、細川忠利の命

によって出牢を命ぜられた。少左衛門の入牢の原因については史料的に明らかではないが、この史料^④による限りそれ以前にすでに入牢の身であったことは明らかで、更には、この出牢が裁判の爲であった。

結果のみを述べるならば、この山本少左衛門事件は、当時の郡奉行たる上田忠左衛門との対立に起因するものであり、その原因とは郡奉行上田忠左衛門と惣庄屋少左衛門との間における米穀売買にまつわる問題から生ずる確執にあつたらしく、少左衛門は終局的には処刑されることになった。

この問題は、細川氏の直任的な行政官としての郡奉行上田氏と、村側を代表する在地的な惣庄屋たる山本氏との關係を示すもので、行政的裁量権（郡奉行）と在地的権力（惣庄屋）との仰合と対立の問題としてとらえられよう。

この様な確執などの為に、一部には旧土豪的系譜を持つ惣庄屋の興亡はあつたにしろ、彼らの内の大部分は、以降、大庄屋として定着して、江戸期を終えるのが普通であつた。

三

さて、本小稿で問題の史的舞台となる地域は、近世期を通じて肥前島原領の飛地となつていた地域である。

この地方が寛永九年、細川氏の肥後転封のあと、小笠原氏領となり、この小笠原氏の廢絶転封ののち、若干の経緯を得て、島原松平氏の飛地となつたのは、寛文九年（一六六九）のことであつた。

肥前島原領飛地としての「豊州御領」の石高及び村構成などは、次表の如くであつた。

国名	郡名	組名	村数	石高	計
豊前	宇佐	長洲	9	3,659,873	石 2,433
"	"	橋津	17	3,523,081	} (10,729,433)
"	"	山蔵	23	3,546,478	
豊後	国東	高田	26	6,346,465	
"	"	田染	24	5,751,146	} (12,097,611)
計	2	5	99	石 (22,827,034)	
					(22,827,044)

この松平氏は、忠祇の時代の寛延二年（一七四九）下総宇都宮の戸田忠盈と所領の交替があり、豊州御領も一時、戸田氏のもとにあったが、その後の安永三年（一七七四）、松平忠如の時代に肥前の旧封に帰封となったために、飛地も再び島原領に帰した。

この飛地の藩石高に対する石高比はほぼ四〇%に達し、当藩にとっては経済的に極めて重要な位置を占めたため、国東郡高田の芝崎に「高田役所」を設け、そこには本藩から役人が派遣された。

この飛地領支配の為に、早く宝永八年（一七一）に「豊州村々江申渡書附」及び「豊州連々在方江申付条目」を発布し、その後の寛政四年（一七九二）には「豊州奉公人定書」を発するなどして、飛地領支配の完徹を図った。

この飛地領は九十九ヶ村から成り、組は五組、その構成は上表に示した如くであった。

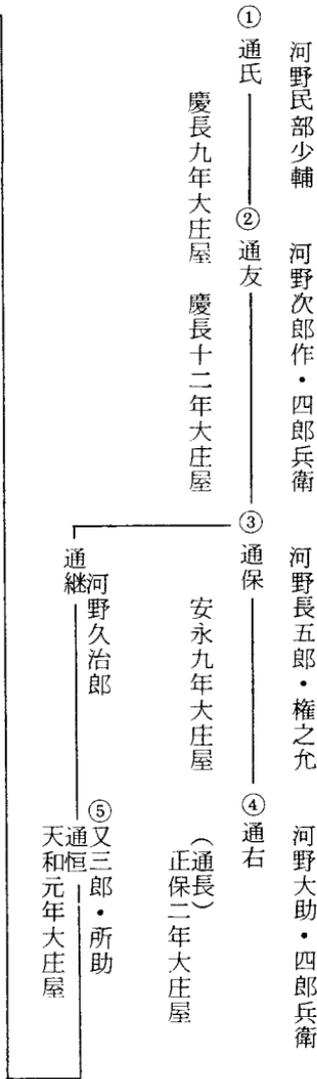
今ここで問題とする「田染水鏡」の著者、高田源之

助は、このうち高田組の大庄屋役を勤めた人物であつたらしい。

ところで、この「田染水鏡」を伝世する田染組大庄屋河野氏も、中世に系譜を引く地方土豪であつた。

河野氏は、その姓からも予測される如く、平姓は越智姓でその系流に属する家である。

この田染河野氏の近世初期以来の系譜は次の如くであつた。



この河野氏が、当組大庄屋に任命された経緯については、その「系図」は、次の如く伝えている。

(上略) 細川越中守殿、豊前八郡、豊後之内速見郡・国東郡、以上十郡拝領被成、則小倉江御入部也、而慶長

五年^ノ御検地初り、同八年ニ相済申由也、御領内仕置等、難治之儀共多之、因之、国司其段御苦勞被思召、旧知案内之在役人、由緒有之者ヲ見立、一在所ニ一人宛仕立置可然ト被思召、兼て見立置郡代中池周防守国中巡見之上、其在所在所ニ而呼出、不謂是非号惣庄屋ト被申付也

右の記述中には、若干の疑問も所在しないではないが、かなり信びよう性の高い内容と考えてよからう。河野氏の如き旧土豪層が、その経済性以外に、文化的素養が相当高いものであったらしいことは、時代が若干下るとはいえ、此の階層の家に伝世される書籍類を見ても察せられる所であろう。^⑨

「田染水鏡」は、その表紙によると、正式には単に「水鏡」と題されている。

その見返しには、

此水鏡は、高田源之助諸書之内より、撰抜古例となるべきを録して、全部三巻也、と見えている。しかし、目録を記すページの巻の見出しによると、「水鏡・中之巻」及び「水鏡・下巻」の名のみが見え、上巻の名は所見しない。

「水鏡・上之巻」について、その内容の如何なるものか知る術はないが、冊子表紙に、「水鏡・全」と見えることや、内容的には、中巻目録の第一項が、「芝崎古城之事」で始まっていることは、本書がもともと中巻・下巻で一まとまりの形態であったことが推察される。

すなわち、特に目録を内容構成的に見る時、島原藩豊州御領の中心となった高田役所の所在する芝崎の由緒を

冒頭に述べることは、その書式からしてこの推察を可能にするものであろう。

更に卷末には、

中ノ巻 渡辺鷹郎 写

下ノ巻 河野市郎 写

天保八酉四月、全と成

と見えることは、この推察を決定的にする。

さて、この「水鏡」が編述された意図には、周知の「鏡物」と呼ばれる一群の歴史物語の名にヒントのあるであろうことは疑いない。私は先に「監郡右置」と「執腕録」なるものについて言及したことがあったが、その執腕録の編者が、卷末に述べた「往古を写して、以て今後の治政臨機の規法とする」と云う精神は、まさに、この「水鏡」の編纂意図と共通するものである。勿論、正確には、歴史的著述としての古い歴史物語と、規矩を主体とするこの水鏡や執腕録とを全く混同視するものではない。

「水鏡」は村治に必要な政務の判例書であり、「年数推移、当時難相用条目有之ニ付」と云う様に、時代の推移にもなう旧法令の効用の退化を意識して、新法令の流布を徹底する志向の中にも、「至千今立来法例に、弥無違背様ニ可申付」と述べられる如く、封建治政の根本理念は、幕藩治政の初頭の精神にあった。時代が大きく転変する時代には、往々にして、哲学的、文学的に注目すべき著作の出現することは、ここに冗長な駁弁を展開する必要はない。これら著述の内容は、それが過去に対する感傷的な諦観であれ、世人を意識改革する目的からの主張であれ、はたまた現実に対する認識不足から生ずる単なるエゴ的主張であれ、後人がその時代の移行の

過程を推察する為の絶好な史料となる。

近世中・末期の時代推移のテンポの激化した時代に、各地の篤志家や知識人層によって編纂著述される「水鏡」の如き、この種の著作は、そうした意味に於いても、当然の運動法則として我々は認知すべきであろう。

さて、「田染水鏡」は、その内容を、次の如く構成する。

水鏡中之巻・目録

- 一、芝崎古城之事
- 一、酒造株国違讓渡不相成条事
- 一、寺院撞鐘再興不相成候事
- 一、堰郡境村境之儀ニ付、被仰出之事
- 一、庄屋宅普請御定之事
- 一、御年貢ニ相納候穀物廻御定之事
- 一、御役所御門外江出居候目安箱之事
- 一、御困殺之事

『田染水鏡』について

- 一、神事仏事新規ニ不相成候事
- 一、用水普請所暮廻大庄屋立会之事
- 一、芝崎村坂之上町出来之事
- 一、寺院境内御免地之事
- 一、御目見町人之事
- 一、組頭平日脇差取計之事
- 一、御咎戸ノ慎取計之事
- 一、大庄屋ノ差出候往来手形之事
- 一、出火取計向兼大庄屋吟味ニ成候事
- 一、捨子取計方之事
- 一、鐘鑄之節取計之事
- 一、天台宗六郷山寺院入峯之事
- 一、山札新札御渡之事
- 一、豊州御領御境抗之事
- 一、穀留札并穀留之節、穀物積出取計之事
- 一、曹洞派禅宗寺、江胡出役之事
- 一、立石御領主様江戸御上下之節取計之事

一、社人吉田官致候節取計向之事

附、吉田官職ニ付、御触并吉田家より直役ニ御頼状之事

一、御高札場練堀壁瓦葺ニ成候事

一、添御高札場出来之事

一、冲勸請取計之事

一、材木川下御差留之事

一、御料徳者共江借用筋ニ付、御触之事

一、借用御銀出所ニ付、御触之事

一、牛馬現銀売買規定之事

一、四日市御陳屋付牛馬代取計向之事

一、豊州者島原江入高不相成候事

一、御役所御添状無之ては、御目見不成候事

下卷・目録

一、不礼の者戸々之事

一、島原浪人取扱并近領風聞届向御沙汰之事

一、七十歳以上之者、制外ニ被仰出候事

一、他所銀札遣ひ御差留之事

『田染水鏡』について

- 一、算所踊島原ニテ毎年定式興行御定之事
- 一、庄屋宅表座敷入用材木被下候事
- 一、若宮・応利山江建、禁制御高札之事
- 一、寺社御寄附高之事
- 一、旅人病氣付候節、死失取計ニ付、御触之事
- 一、旅人病氣付、村継婦村願立取計之事
- 一、旅人病氣致病死候節取計向之事
- 一、行倒者溺死溢死取計之事
- 一、此方之者、他領ニテ行倒相果候取計之事
- 一、穢多共、心得違有之戸被仰付候事
- 一、御林并免許受山四壁材木渡方之事
- 一、曹洞派禪宗寺中山泉福寺輪番之事
- 一、猪鹿狩取計之事
- 一、検見誓詞之節、読聞候起請文之事
- 一、上來繩村応利山境内論片付之事
- 一、盲人共惣檢校支配御触之事
- 一、座頭官職致候節取計之事

- 一、荒地帳ノ位訳計畫上ニ相成候事
- 一、田方ニ虫付候節、鯨油御渡方願候事
- 一、大庄屋切手を村方之者落候節取計之事
 - 但、大庄屋印彫刻料被下置候事
- 一、犬田村内田笛橋掛ニ付、橋津組と寄会掛之事
- 一、長崎江定問屋出来候事
- 一、手代役村付願并同倅見習願之事
 - 付、手代給米之事
- 一、村出来帳御役所江出し御改受候事
- 一、庄屋名替願并倅名代願之事
 - 付、倅見習勤願之事
- 一、牢屋床御仕置場、小野瀬ニ相成候事
- 一、御高札御墨入願之事
- 一、村方に流行病難ニ付、御役所より御札被下願之事
- 一、酒造百歩一冥加銀被仰付候事
- 一、百姓町人医者成願之事
 - 付、座頭、針術、按摩取ニ成候願之事

以上、目次に見える六九項目の内には、目次が設定されてい乍ら、内容記述の見えないケ条（例えば⑪の如）もある。

「水鏡」は、先述の如く、組大庄屋に於ける執政要務のための手引書であり、その為に過去の法令に基づいて事柄を所務、処理した判例録である。

従って内容は、単なる法令の集成ではなく、幕藩の発した法令が、如何に適應されたかを見るに好個な史料となる。

法令が施行されて行く過程、その法令に対して、遵守の状態、違反に対する対処の具体令などを如実に示す例も数多含まれている。

具体例として引用する法令や、その施行にまつわる事例の年代的な例は、享保期を上限とし、寛延期・天明期の例が散見し、量的に最も多例を占めるのが寛政期・文化期である。

その表現の比較的多い事例は、例えば「行倒者、溺死・溢死取計之事」を見ると

一、近例文化八末年、芝崎村内へ行倒者有之、届書出候、尤番人付置候事、届書差出候上ニテ御役所より、御

徒横目・御代官御老人宛、御手代老人御遣、右村庄屋方へ御越有之候大庄屋も同所江罷出、夫より御一同

ニ場所へ罷越、御立会申、死骸致 見分致庄屋宅へ引取て、最初見出候者并脇家之者共呼出御吟味有之候

て口書出来、村役人共ニテ、三段之口書ニ成（下略）

とあり、行倒者の吟味の経過が明示される。

この経過を記述する内容の内には、上申した届書を全文を転写し、更には、「覚」として、行倒者の年頃、風貌まで明細にした内容の実検書まで添書している。

法制史では、発布された法令の内容もさること乍ら、その法令が、現実に如何に規制力を発揮し、適応されたかが重要な問題である。

こうした観点から、執覽録や、この「田染水鏡」等のごとき史料は、藩法の施行の実態を知る上に、極めて重要な価値をもつものであろう。

散見する史料によると、近世期村方役人（庄屋層）の中には、幕藩の法的忌諱に触れてその職務を罷免され、家もろとも退転する事例が少なくない。

封建領主から、村治を委任された機構末端の村支配者の評価は、領主的な志向の善治にあつた。^⑪

そしてそのことは、これら階層の存命の手段でもあり、志向でもあつた。

「鬼となり、神となりても君ながく 民久しくと 思ふ余りに」

と口ぐせの如く、諸編著述に記した「監郡右置」の著者・小串俊政の志向はまさにこの意味では、古い家系を持ち、かつ、近世村方の支配者階級の代表像であり、「田染水鏡」として例外ではなかったといえまいか。

註

- ① 宇都宮鎮房及び朝房の伊予への転封策の失敗や謀殺の事件は著名である。
- ② 『大友家文書録』等によると、吉弘嘉兵衛等は、時代に逆行する挙兵は無謀だと諫めたという。『両郡古談』文祿三年の条など。
- ③ 後藤重巳「江戸初期の豊前村落」『大分県地方史の第七六号』。
- ④ 細川氏「小倉藩日記」。
- ⑤ 細川氏転封の後、入封した小笠原氏は、矢政により除封、支流は旗本時枝領として残った。『宇佐市史・中巻』参照。
- ⑥ 『宇佐近世史料集・橋津氏史料(一)』収、島原藩法令。
- ⑦ 豊後高田市田染中村、河野氏所有文書。
- ⑧ 後藤重巳「飛地領支配をめぐる問題点」『史学論叢・第七号』。河野氏所蔵文書中の「八幡社寄進書籍目録」など。